

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の経緯と趣旨

市民の森は福岡県の生活環境保全事業（昭和62年～平成元年）で約34ヘクタール整備したのち、そのうち約5.4ヘクタールが市に移管され、平成2年から平成12年までに間に、市民の憩いの場として整備してきた森林公園です。歴史的に見ると、かつて太宰府天満宮に参詣し、太宰府周辺の名所旧跡をめぐる「さいふまいり」の重要な構成要素であることから、平成23年度に「四王寺山周辺環境整備計画」（以下、「当初計画」とする）、平成27年度・平成28年度・平成30年度に「四王寺山（市民の森）周辺樹木等調査及び施業計画」（以下、「施業計画」とする）を策定し、国や県の交付金を活用しながら、園内の遊歩道周辺で密集している樹木の伐採、春の森の梅の木の新定、遊歩道の一部の改修工事などを行ってきました。

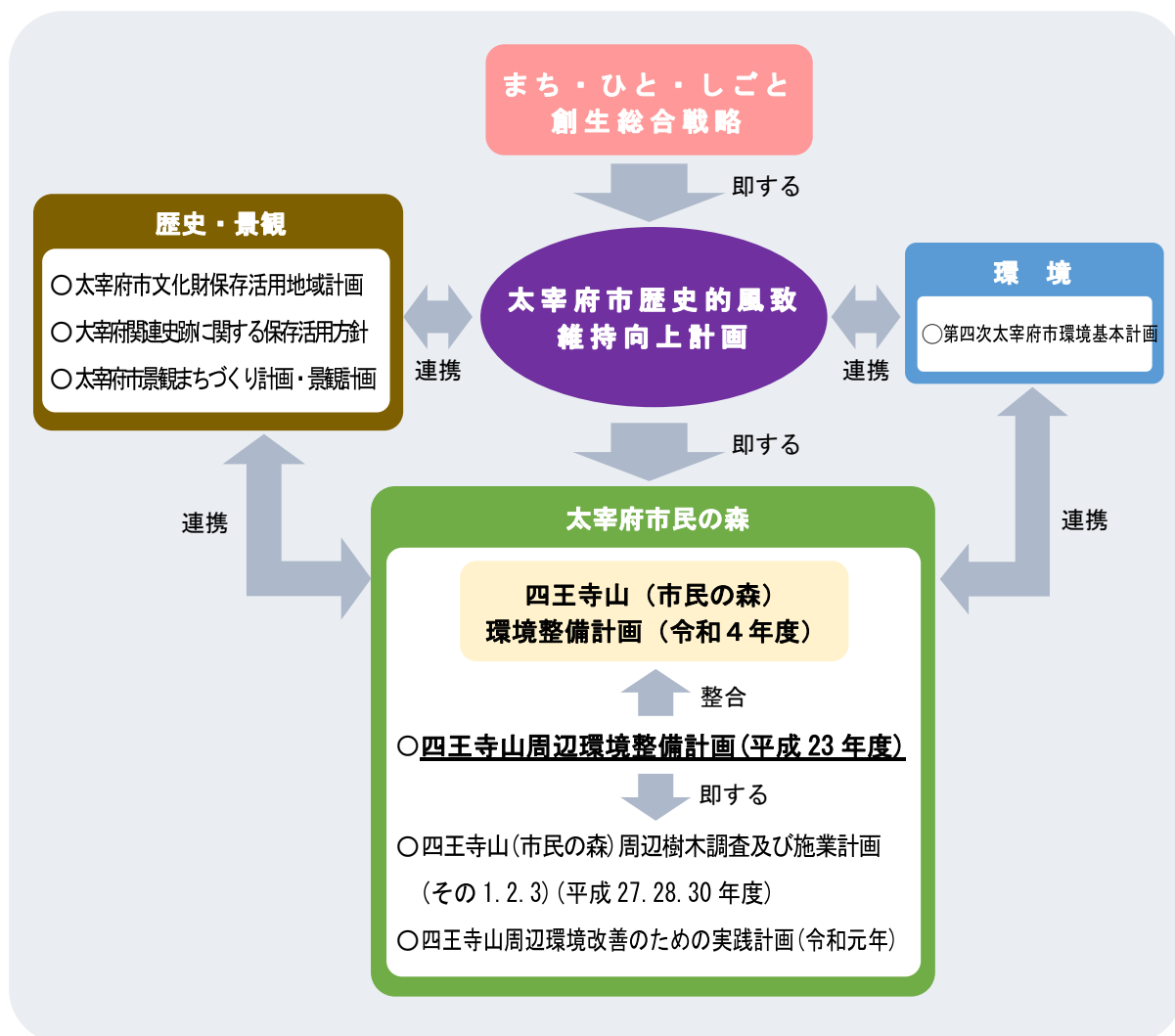
令和3年度には市と包括連携協定を締結している法人の地域貢献の一環として、総合案内板、ルーペ付きオブジェ、樹木や生き物の紹介の立看板を設置しました。令和4年度についても、法面及び遊歩道舗装補修工事を行ったほか、園内の樹木伐採等を実施し、一定の歴史的風致の維持向上を図ってきたところです。

しかし、当初計画から10年以上が経過し、利用状況・コロナ禍を経た現在の社会的状況の変化により、計画見直しの必要性が高まってきました。このようなことから、より全世代が交流できる市民の憩いの場となるよう、今後の市民の森のあり方を市民の皆様と共同で再検討し、四王寺山の麓に位置する市民の森の再整備計画を策定することで、周辺環境の改善を図り、歴史的風致の維持向上を推進していきます。また、当初計画は市民の森とその周辺を含めた網羅的な計画であり、市民の森全体の環境改善には不足する部分もありました。したがって、今回の計画は、対象地を市民の森内に限り計画をより明確にした内容で策定します。

2. 計画の枠組み

(1) 計画の位置づけ

本計画は、平成 23 年度に策定された「四王寺山周辺環境整備計画」に基づき策定しています。また、市の関連計画と連携を図りつつ、市民の森の施設等の修理や設置等に関する基本的な方向を示し、対象地域の良好な環境づくりを行うものです。



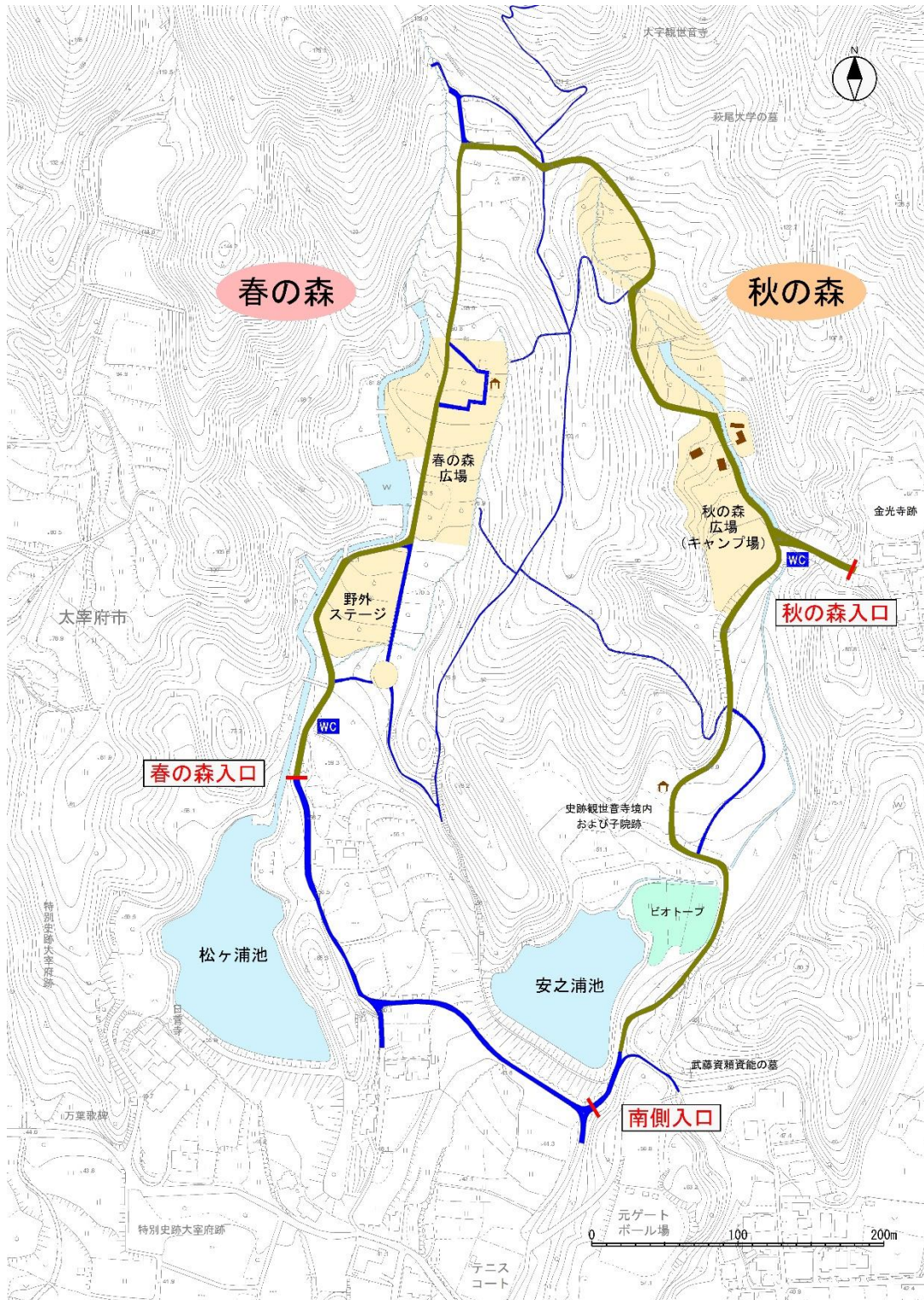
(2) 計画の対象地域と対象範囲

1) 対象地域

市民の森地内

2) 対象範囲

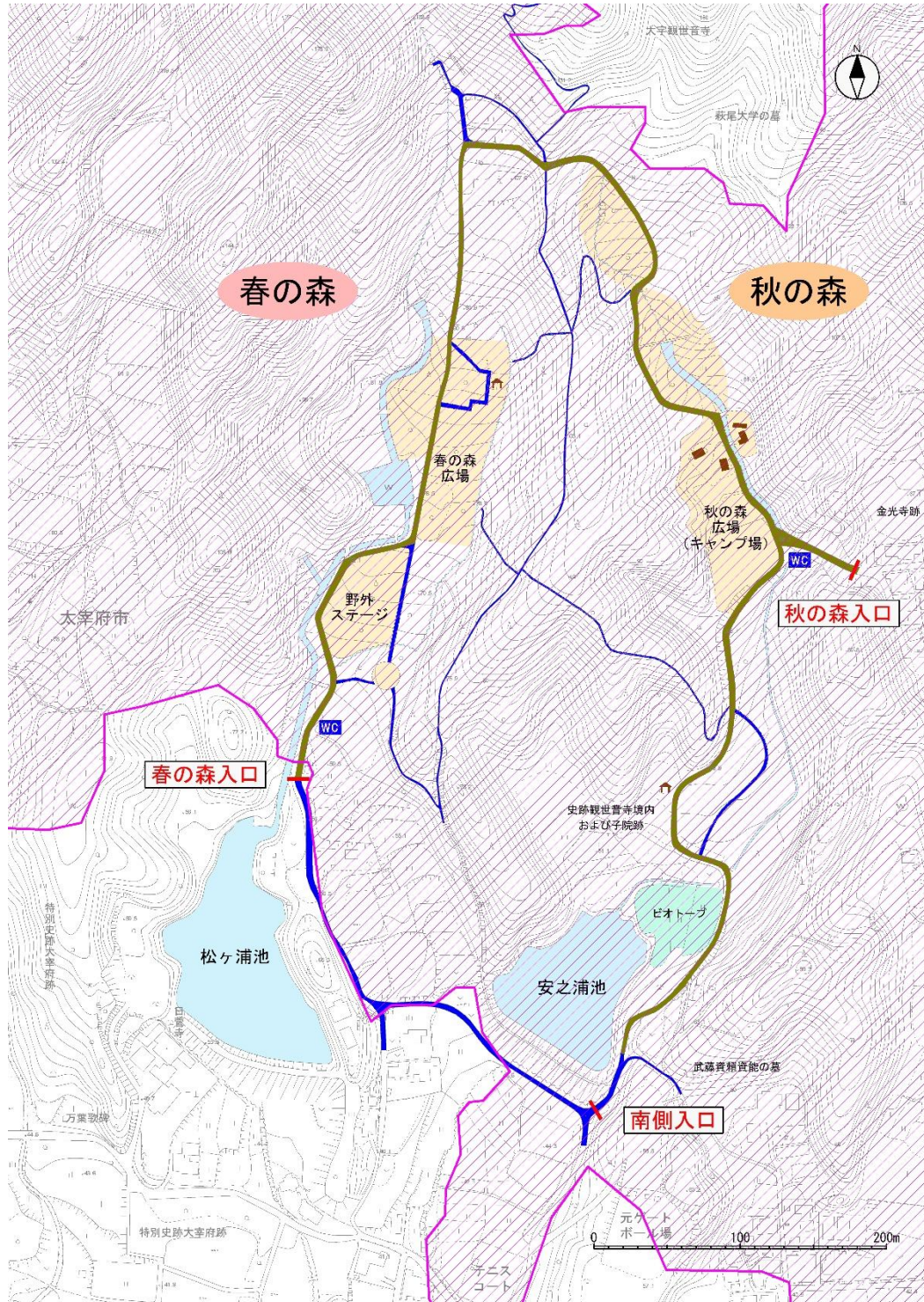
以下、地図のとおり約 5.4 ha (ヘクタール)



(3) 対象地の法規制等

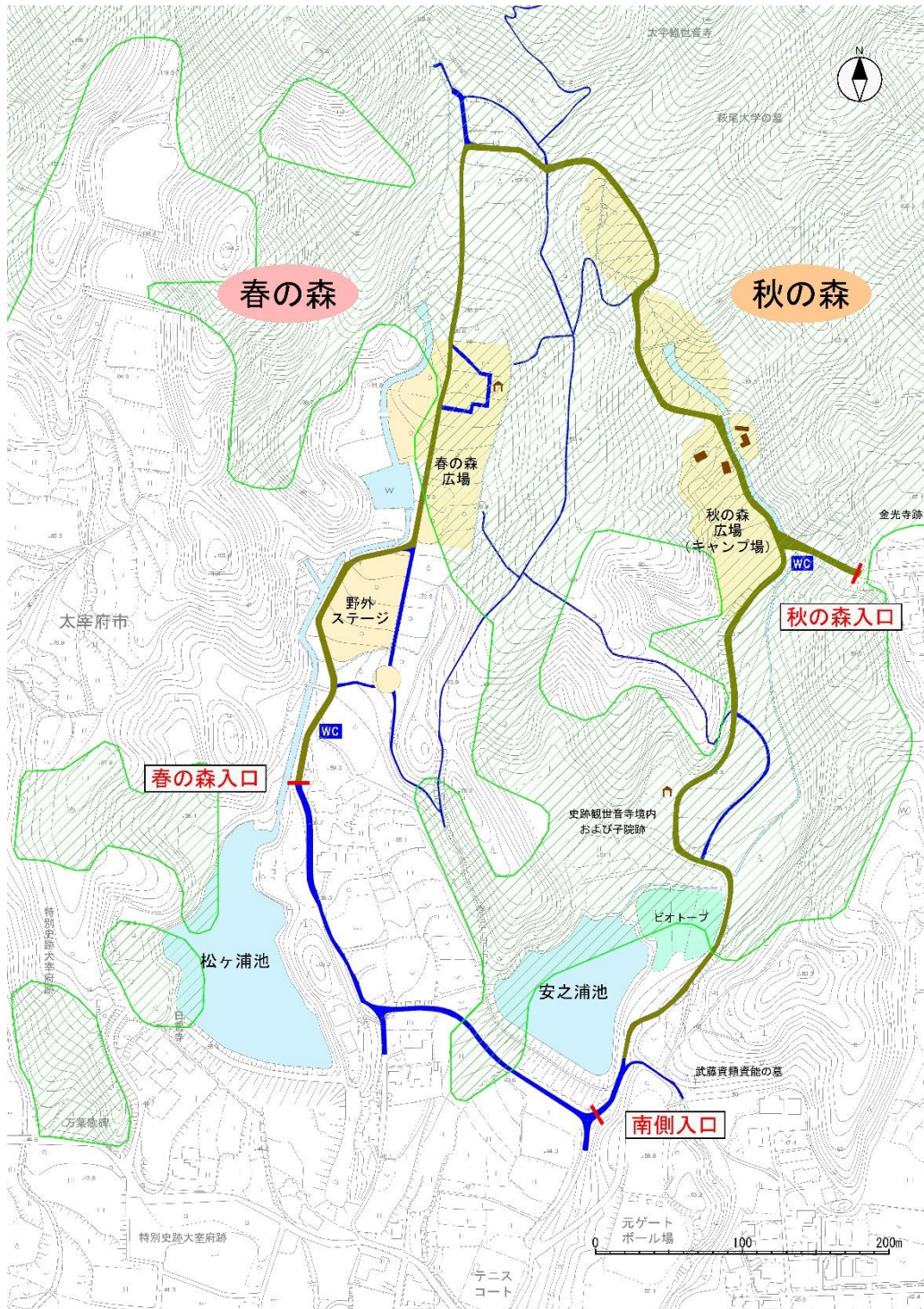
1) 文化財保護法

対象地内は国の史跡（観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡）に指定された区域であり、地下及び地上に変更を加える行為を行うときは、史跡現状変更許可申請書を文化庁へ提出する必要があります。ただし、現状変更については維持の措置（文部科学省令で定める範囲内）又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、通常、史跡現状変更許可は必要ありません。（文化財保護法第 125 条）



2) 森林法

下図の斜線部分は保安林に指定されており、立木の伐採や土地の形質変更、土石の採掘等に制限がかかります。保安林内で樹木の間伐等を行う場合は、福岡県知事の許可が必要となりますが、草刈など軽微で軽易なものであって農林水産省令で定める範囲内の管理作業の場合は、許可は必要ありません。(森林法第34条)



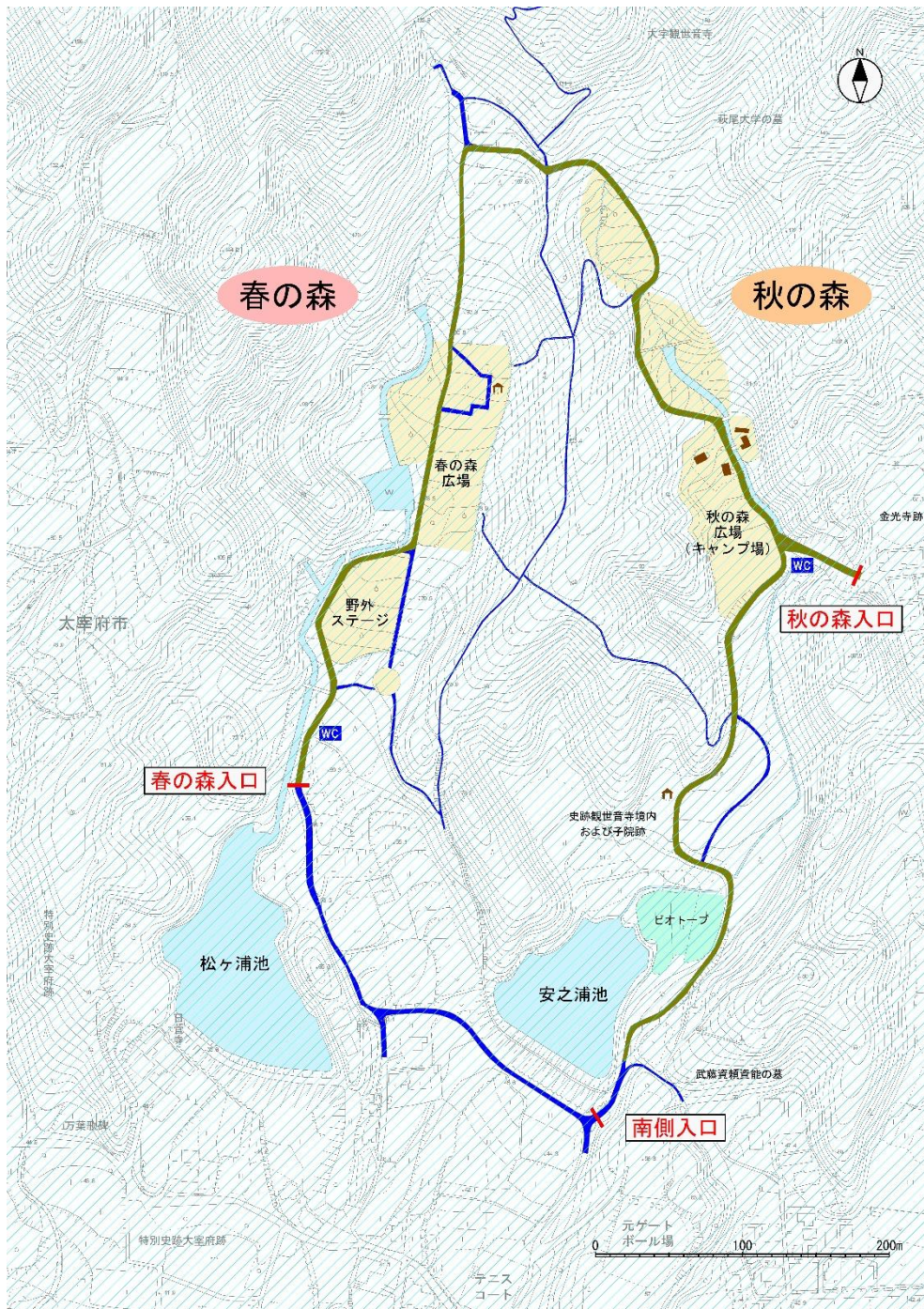
3) 都市計画法

対象範囲は市街化調整区域であり、計画的な都市づくりや自然環境保護の観点から、開発行為は原則的に抑制されます。

4) 自然公園法

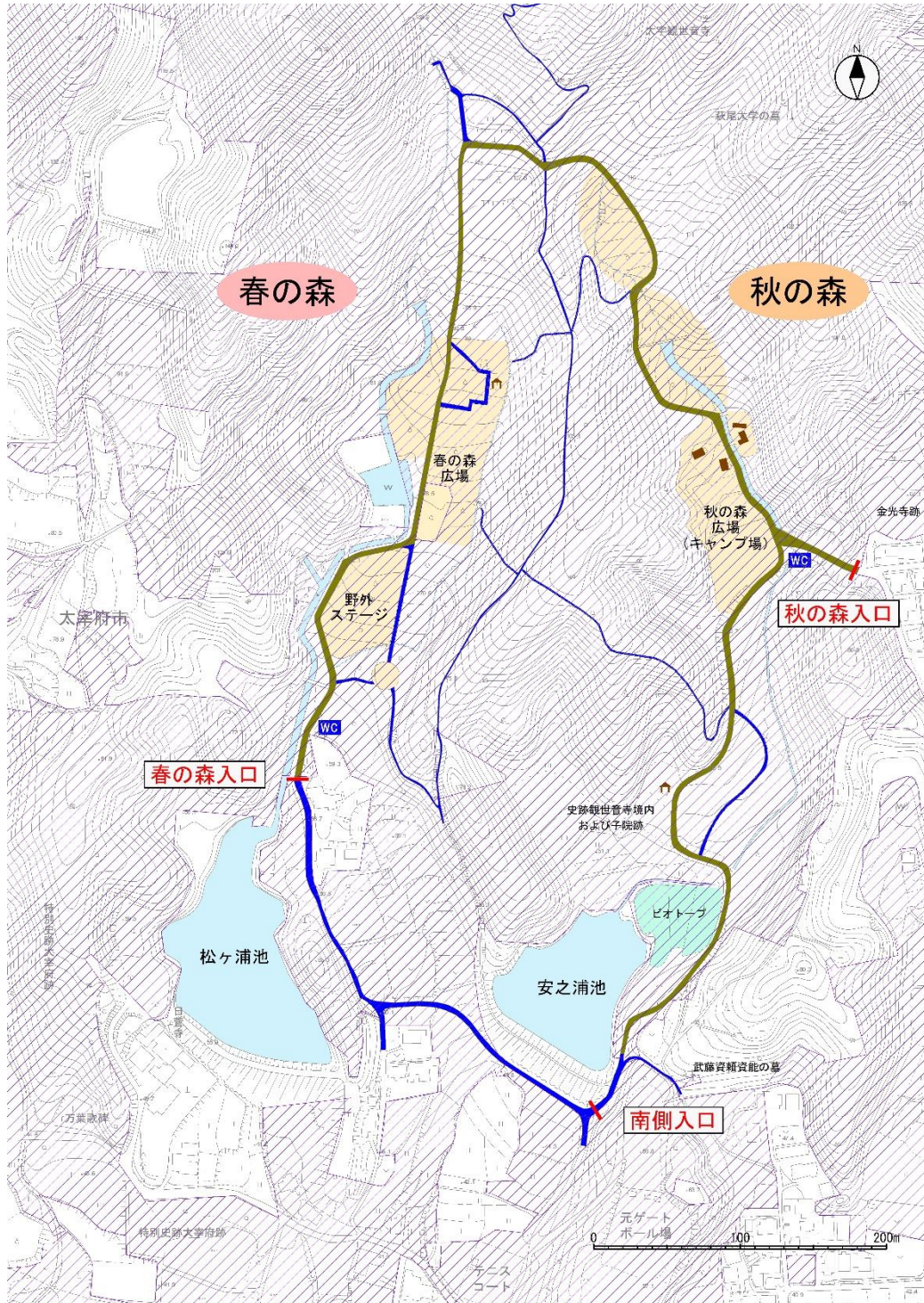
対象範囲は太宰府県立自然公園の普通地域に指定されており、以下のような行為については、福岡県自然環境課への申請または届出が必要となります。

- a. 一定規模以上の※の工作物（建築物など）の新築、改築、増築
※建築物…高さ 13 メートル超または、延べ面積 1000 平方メートル超
- b. 特別地域内の河川、湖沼等の水位または水量に増減を及ぼすこと
- c. 広告物、広告物に類するものの設置表示
- d. 水面の埋立、干拓
- e. 鉱物や土石の採種
- f. 土地の開墾、形状変更（造成など）



5) 公有地化の状況

下図の斜線部分は市有地であり、対象範囲の80%以上が公有地化されています。ため池及びその周辺に私有地が一部残っています。



(4) 計画期間

本計画の期間は、令和5年度を初年度とし、令和14年度を目標年度とする10年間です。ただし、施設等の健全度や進行状況等に合わせて、適宜見直しを行います。